

がん保障保険料払込免除特約 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
第2条 特約の責任開始期

2. 保険料の払込免除

- 第3条

3. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第4条

4. 重大事由による解除

- 第5条

5. 保険料率

- 第6条

6. 特約の失効および同時消滅

- 第7条

7. 特約の復活

- 第8条

8. 特約の復旧

- 第9条

9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第10条 特約の解約
第11条 解約返戻金額

10. 請求手続き

- 第12条

11. 主約款等の準用

- 第13条

12. 特則

- 第14条 中途付加の場合の特則
第15条 主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則
第16条 主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則
第17条 主特約に自動更新特約が付加された場合の特則
第18条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
第19条 主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則

別表 対象となる悪性新生物
備考

がん保障保険料払込免除特約

1. 総則

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

2. 保険料の払込免除

第3条

① 次表に定めるところにより、保険料の払込みを免除します。

1. 保険料の払込免除の理由	
	主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、主契約の保険期間中に、この特約の責任開始期 ^[1] 前を含めて初めて悪性新生物（別表）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき ^[2] は、保険料の払込みを免除します。

補 則 欄

第3条補則

[1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。

[2] 病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

2. 払込免除の対象

保険料の払込免除の理由が発生した後に到来する払込期月に対応する主契約および主契約に付加されている特約（以下「主特約」といいます。）の保険料^[3]を対象とします。

- ② 前項にかかわらず、この特約の責任開始期^[1]の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物^[4]に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込みを免除しません。
- ③ 前項により保険料の払込みが免除されないときは、被保険者は悪性新生物（別表）に罹患しなかったものとして取り扱います。この場合、その後被保険者が、保険料の払込みが免除されないこととなった乳房の悪性新生物^[4]以外の悪性新生物（別表）について、第1項第1号に定める保険料の払込免除の理由に該当したときは、保険料の払込みを免除します。
- ④ 保険料の払込みを免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込みを免除した後の主契約および主特約の契約内容の変更については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主特約の定めを適用します。

3. 告知義務・告知義務違反による解除

第4条

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款および主特約の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

4. 重大事由による解除

第5条

この特約の重大事由による解除については、主約款および主特約の重大事由による解除の規定を準用します。

5. 保険料率

第6条

- ① この特約が付加された場合、主契約および主特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。
- ② 前項にかかわらず、次に定める主契約および主特約にはこの特約を付加した場合の保険料率は適用しません。
 1. 保険料一時払いの主契約^[1]および主特約
 2. 主契約および主特約のうち転換価格が保険料積立金等に充当された部分

6. 特約の失効および同時消滅

第7条

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 1. 主契約の消滅
 2. 主契約の払済保険または延長保険への変更

7. 特約の復活

第8条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。



第3条補則

- [3] 払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込免除の理由が発生した場合は、その払込期月の保険料を含みます。
[4] 女性乳房の悪性新生物（別表）または男性乳房の悪性新生物（別表）をいいます。

第6条補則

- [1] 主約款の保険料の一部一時払いの特則を適用した場合の一時払保険部分を含みます。

8. 特約の復旧

第9条

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

9. 特約の解約・解約返戻金額

第10条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、保険料の払込免除の理由^[1]の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険料年1回払・年2回払契約の場合にこの特約を解約したときの保険料の取扱いについては、この特約を付加した場合の保険料率を適用して主約款に定めるところにより計算した金額と、この特約を付加しなかった場合の保険料率を適用して同様に計算した金額の差額を保険契約者に払いもどすものとします。

第11条（解約返戻金額）

この特約を付加した場合の主契約および主特約の解約返戻金額は、この特約を付加しない場合の解約返戻金額と同額とします。^[1]

10. 請求手続き

第12条

- ① この特約が付加された主契約および主特約の保険料の払込免除は、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。
- ② 前項にかかわらず、主契約に特定疾病保障定期保険特約等^[2]が付加されている場合で、特定疾病保障定期保険特約等^[2]の特定疾病保険金の請求^[3]があったときは、この特約が付加された主契約および主特約の保険料の払込免除について請求があったものとして取り扱います。

11. 主約款等の準用

第13条

この特約に別段の定めのないときは、主約款および主特約の定めを準用します。

12. 特則

第14条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期

会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。

- イ. 会社の定める金額を受け取った時
- ロ. 告知が行われた時

補 則 欄

第10条補則

[1]主約款に定める保険料の払込免除の理由を含みます。

第11条補則

[1]この特約の解約返戻金はありません。

第12条補則

- [1]請求権者であることを証する書類、保険料の払込免除の理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。
- [2]特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約をいいます。
- [3]被保険者が悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたことによる請求に限ります。

2. 保険料の計算

主契約および主特約の保険料は、それぞれ主契約および主特約の締結時における被保険者の年齢により計算します。

第15条（主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則）

この特約が個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第7条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
2. 主契約が個人年金保険(93)または5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険の場合は、主約款の死亡給付金額に関する別表の適用に際しては、「主契約の月払保険料」を「主契約の月払保険料（がん保障保険料払込免除特約を付加しない場合の月払保険料とします。）」と読み替えます。

第16条（主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
 2. 保険料が一時払いの主契約^[1]および主契約のうち転換価格が保険料積立金等に充当されている部分については、次に定めるところによります。
 - イ. 第6条（保険料率）第2項にかかわらず、主契約にこの特約を付加した場合の保険料率を適用します。
 - ロ. 第11条（解約返戻金額）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (1) この特約が解約されたときは、この特約を付加した場合の主契約の解約返戻金額から、この特約を付加しない場合の解約返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
 - (2) この特約を付加した主契約の解約返戻金額は、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。
 - ハ. 主約款にかかわらず、主契約の更新前に保険料の払込免除の理由^[2]が生じているときでも、主契約および主特約は更新されます。この場合、主契約および主特約の保険料の払込みを要しません。
 3. 主特約が主契約とともに更新される場合、保険料が一時払いの主特約および主特約のうち転換価格が保険料積立金等に充当されている部分についても、前号を準用します。
- ② 主契約が主約款に定めるところにより次回以降更新されないときは、前項第2号および第3号を適用しません。
- ③ この特約が5年ごと利差配当付通増定期保険に付加されているときは、第7条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済養老保険」と読み替えます。

第17条（主特約に自動更新特約が付加された場合の特則）

- ① 主特約に自動更新特約が付加されている場合、保険料が一時払いの主特約および主特約のうち転換価格が保険料積立金等に充当されている部分については、次に定めるところによります。
 1. 第6条（保険料率）第2項にかかわらず、主特約にこの特約を付加した場合の保険料率を適用します。
 2. 第11条（解約返戻金額）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. この特約が解約されたときは、この特約を付加した場合の主特約の解約返戻金額から、この特約を付加しない場合の解約返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
 - ロ. この特約を付加した主特約の解約返戻金額は、主特約に定めるところにより保険契約者に通知します。
 3. 自動更新特約の定めにかかわらず、主特約の更新前に保険料の払込免除の理由^[1]が生じているときでも、主特約は更新されます。この場合、主特約の保険料の払込みを要しません。
- ② 主特約が自動更新特約の定めるところにより次回以降更新されないときは、前項を適用しません。

第18条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。



補 則 欄



第16条補則

- [1]主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)の場合、主約款の保険料の一部一時払いの特約が適用されているときは、一時払保険部分とします。
- [2]主約款に定める保険料の払込免除の理由を含みます。

第17条補則

- [1]主約款に定める保険料の払込免除の理由を含みます。

1. 第3条（保険料の払込免除）の適用に際しては、「主契約および主契約に付加されている特約」を「主契約に付加されている特約」と読み替えます。
2. 被保険者が、第3条（保険料の払込免除）に定める事由に該当したときは、主約款にかかわらず、次の払込期月以後の主契約の保険料の払込みを終了します。ただし、保険料の払込みを終了した後も、保険契約者は一時投入保険料を払い込むことができます。
3. 第6条（保険料率）にかかわらず、主契約にはこの特約を付加した場合の保険料率は適用しません。ただし、主契約に付加されている主特約については、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。
4. 保障見直しにより見直後特約を締結する場合または保障一括見直し特約を付加して一括見直後特約を締結する場合、見直後特約または一括見直後特約については、第6条（保険料率）および前条の適用に際しては、「転換価格」を「見直価格」と読み替えます。
5. 主契約に保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されているときは、第3条（保険料の払込免除）の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。

第19条（主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則）

この特約が無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)または5年ごと利差配当付医療定期保険に付加されているときは、主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。

別表 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいい、備考に定めるところによります。

表1 対象となる悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち ・皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち ・ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

備考

1. 「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3・・・・悪性、原発部位
／6・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

2. 「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

(注) 結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、結腸または直腸の粘膜癌は、「悪性新生物」に該当するものとみなして取り扱います。